

## 結婚新生活支援事業に関するQ & A

### **Q1. 再婚の場合は、対象になりますか。**

**A1.** 対象になります。ただし、夫婦の一方または双方が他の地方公共団体を含め、過去にこの事業と同様の制度による補助や国の住宅に関する補助を受けたことがある場合は対象になりません。

### **Q2. 夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない場合は、助成の対象となりますか。**

**A2.** 対象になります。

### **Q3. 令和4年分（令和4年1月1日から同年12月31日）の所得証明書が発行できない時期（4～5月）に申請する場合はどうすればよいですか？**

**A3.** 令和4年度所得証明書が発行できない時期については、仮受付をさせていただきますので所得証明書を除いて申請してください。

所得証明書については、発行できる時期（6月以降）になってからご提出ください。

### **Q4. 住宅の取得費用に土地の購入代は含まれますか。**

**A4.** 建物の購入費のみが対象になります。

### **Q4. 住宅取得の際、建物と土地を一体のもの（建売分譲住宅など）として購入し、代金を区別することができない場合はどうすればよいですか。**

**A4.** 不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は区分できますのでご確認ください。

### **Q5. 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合も助成の対象となりますか。**

**A5.** 切り分けができない場合は、駐車場代を含めた費用を助成の対象とします。ただし、契約書等により、駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を賃料から控除した金額を助成の対象とします。

### **Q6. 引越し費用のみでの申請を行い既に助成を受けていますが、リフォーム工事を行うことになりました。リフォーム費用は助成の対象になりませんか。**

**A6.** 助成を受けた年度内で、助成上限額から引越し費用に係る助成金額を差し引いた範囲内であれば対象となる可能性がありますので、担当にご相談ください。

### **Q7. 複数回転居した場合は2回目以降の転居にかかる費用は助成の対象となりますか。**

**A7.** 他の市町村でこの事業に関する補助を受けておらず、同じ年度内の費用であれば対象になります。また、既に申請手続きが済んでいる場合は、上限額の範囲内の申請に限り助成の対象とします。

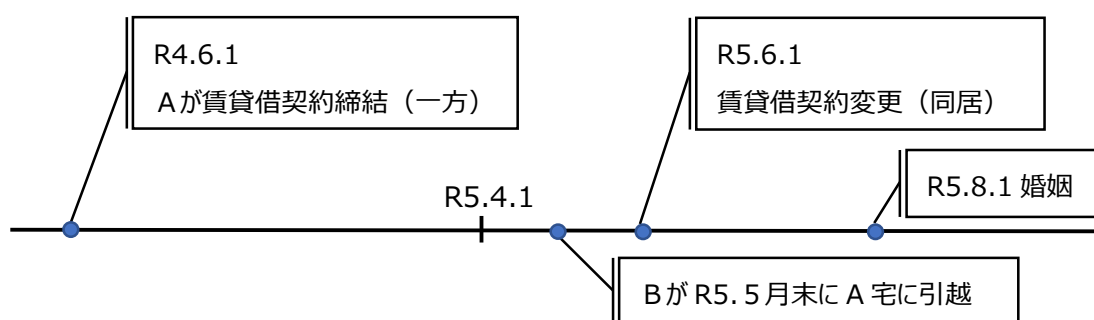
**Q8. 夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合でも助成の対象になりますか。**

**A8.** 対象になります。ただし、住宅の取得や賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている必要があります。

**Q9. 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、助成の対象になりますか。**

**A9.** 対象となります。ただし、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に限り、婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限ります。

例：夫婦の一方 A が婚姻前から賃借している物件にもう一方 B が入居する場合（婚姻前から同居している場合）



Q. AのR5.4.1からR5.6.1までの家賃は対象になりますか。

A. 対象になりません。

Q. BのR5.5月末の引越費用、同居開始後のR5.6月、7月分の家賃は対象になりますか。

A. 婚姻を機とした同居であれば対象になります。

**Q10. 引越の際、自分でレンタカーを借り、友人に手伝ってもらったため謝礼を渡しましたが、これらの費用は助成の対象になりますか。**

**A10.** 対象になりません。引越し業者や運送業者を利用して行った住居の移転に伴う荷物の移動や運送にかかった費用で領収書により確認できるものが対象となります。

**Q11. 口座振替やクレジットカードでの支払いのため領収書の写しを提出できませんが、必要ですか。**

**A11.** 支払いが確認できる通帳の写しやクレジットカードの利用明細書を提出してください。なお、支払者の氏名、金額、支払内容、支払先、支払日が確認できる書類（契約書など）の写しが必要となります。

**Q12. 結婚新生活支援補助金は、所得税法上どの所得区分に該当しますか。**

**A12.** 一時所得に該当します。他の一時所得がある場合、合計額が50万円を超えると申告をする必要があります。